

令和6年12月17日

市政記者クラブ 様

健康福祉局障害福祉部  
障害者支援課  
担当：高木・渡邊  
電話：972-2557

## 障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでご報告いたします。

記

### 1 処分の対象となる事業者及び事業所

#### (1) 事業者

名古屋市北区内に所在する営利法人

#### (2) 事業所

種別	サービスの種類
名古屋市北区内に所在する事業所	重度訪問介護

### 2 処分の内容

決定した処分	効力停止の期間
指定の一部の効力停止	令和7年1月1日から令和7年6月30日まで

※効力停止の期間中新規利用者の受け入れを停止します。

### 3 処分の原因となる事実

実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表自らがサービスを提供したと虚偽の書類を作成し、介護給付費の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)

### 4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正請求額 (A)	加算金 (B)	返還金額(A+B)
237,789 円	95,115 円	332,904 円